

令和元年10月30日
相模原市発表資料

令和元年台風第19号による災害についての閣議決定について

本市においては、令和元年台風第19号により甚大な被害が発生し、行方不明者の捜索をはじめ、被害の全容把握と応急対策、依然として避難生活を続ける方々への支援などに取り組んでいます。

本市は、これまで内閣府及び国土交通省等に対し、災害対応への積極的な支援と財政措置を要望してまいりました。内閣府から昨日閣議決定の内容について、以下の発表がありましたので、お知らせいたします。

- ・ 令和元年台風第19号による災害を大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する「非常災害」に指定しました。
- ・ 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、「激甚災害」として指定しました。

また、これに伴い、神奈川県と山梨県を結ぶ広域ネットワーク機能を有する重要路線であり、2020年東京オリンピック競技大会の自転車ロードレース競技のコースとなっている国道413号の一部区間における災害復旧工事について、国による権限代行を要請してまいります。

問合せ先
災害対策本部事務局
電話 042 - 769 - 8208